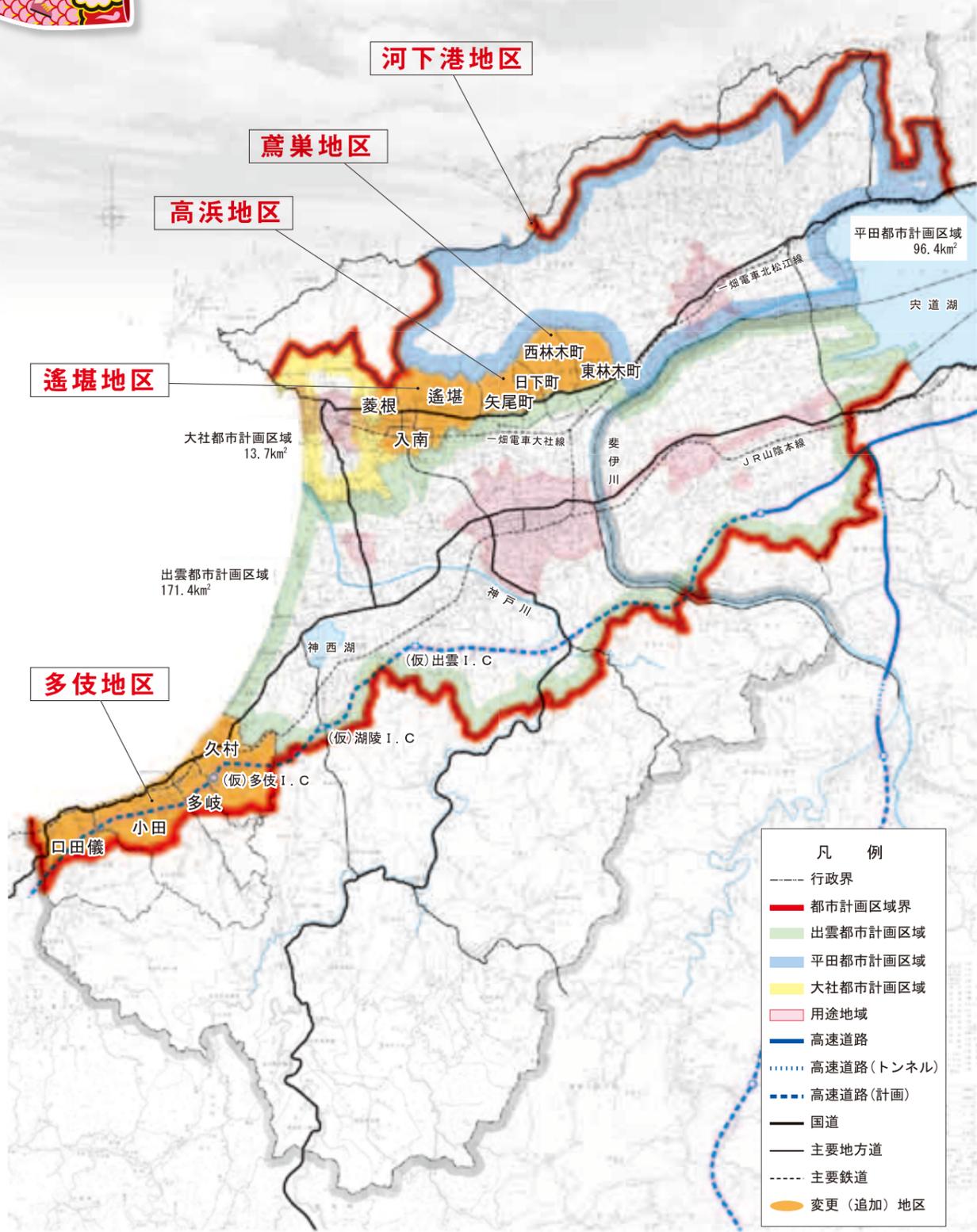




出雲都市計画区域再編図



都市計画についてのおたずねは都市計画課 (TEL 21-6744)

地域の特性と魅力を生かした 一体的な都市づくり

～ 出雲都市計画区域を再編 ～

市では、新市の総合的・一体的な発展を目指し、各地域の特性と魅力をいかした都市づくりを進めるため、平成20年2月を目前に都市計画区域の再編を行います。

現在指定されている出雲旧出雲市、旧湖陵町、斐川町・平田(旧平田市)・大社(旧大社町)の3つの都市計画区域を統合するとともに、指定区域を拡大する予定です。今回はその概要をお知らせします。

都市計画とは、「一言で言うと、「いいまちづくり」のための計画です。市民生活が安全・快適で機能的になるように土地利用のあり方や道路や公園など都市施設の整備、市街地の開発事業などを総合的に計画するものです。

今回の再編の概要
3つの都市計画区域の統合
現行の出雲・平田・大社都市計画区域を統合します。
指定区域の拡大
【一部】矢尾町、日下町、西林木町、東林木町、小津町、多伎町久村、多伎町多岐、多伎町小田、多伎町口田儀
【全域】大社町遙堪、大社町菱根、大社町入南

都市計画区域に指定されることによる主な変更点
土地利用、都市施設等の都市計画が定められます。
開発行為をしようとする場合、開発面積3,000㎡以上のものについて県知事の許可が必要になります。
土地区画整理事業ができるようになります。
土地売買の契約をする際、国土利用計画法に基づく県知事への届出義務面積が変わります。(100,000㎡
50,000㎡)
建築物を建築する場合、建築基準法に基づく建築主事の確認が必要となり、建築物の集団規定に関する制限が加わります。
* 集団規定 / 建ぺい率、容積

都市計画区域再編説明会から

昨年9月から11月にかけて関係5地区で地元説明会を開催しました。説明会での質問の中から、特に多かったものを紹介します。



遙堪地区での説明会の様子

- Q1 都市計画区域と農業振興地域の関係はどうなるのですか。
A1 都市計画区域と農業振興地域両方の指定を重複して受けることができます。都市計画区域に指定されることにより、ほ場整備などの農業施策ができなくなるようなことはありません。
- Q2 都市計画区域になると都市計画税を払うようになるのですか。
A2 現在都市計画税を負担していただいているのは、用途地域(5ページ図桃色部)のうち、旧出雲市の部分のみです。今回の編入により、今回新たに区域になったところについては、都市計画税がかかることはありません。

今後の予定

- 平成19年10月頃 出雲市都市計画審議会
 - 平成19年12月頃 島根県都市計画審議会
 - 平成20年 2月頃 国土交通大臣同意 公告
- *当初、再編の時期は、平成19年12月頃を予定していましたが、手続きの都合により、平成20年2月頃になる見込みです。
*実際の再編日は、公告の1か月前に広報などでお知らせする予定です。